

第 4 5 8 回 今 別 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 号)

第 3 日 (6 月 1 2 日 1 0 : 0 0 開 会)

出席議員 7 名

1 番	本 間 闕 士 君	2 番	太 田 英 一 君
3 番	田 中 哲 也 君	4 番	小 倉 潤 二 君
5 番	成 田 精 市 君	6 番	本 郷 良 克 君
7 番	福 士 和 比 古 君		

欠席議員 なし

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 久 彰 君
教 育 長	勝 野 義 彦 君
会 計 管 理 者	川 村 一 樹 君
税 務 会 計 課 長	
総 務 課 長	嶋 中 拓 実 君
企 画 財 政 課 長	岩 渕 健 君
町 民 福 祉 課 長	佐 渡 慶 剛 君
建 設 水 道 課 長	平 山 寛 哉 君
産 業 観 光 課 長	山 田 基 君
教 育 課 長	中 嶋 正 文 君
総 務 課 長 補 佐	遠 田 剛 洋 君
企 画 財 政 課 長 補 佐	太 田 和 泉 君
町 民 福 祉 課 副 参 事	山 崎 真 直 君
産 業 観 光 課 長 補 佐	田 中 讓 君
産 業 観 光 課 長 補 佐	田 中 讓 君
代 表 監 査 委 員	田 中 裕 文 君

職務のために議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	平 山 治 門 君
事 務 補 助 員	澤 田 祝 子 君

○議長

(本郷 良克 君)

おはようございます。

本会議に入る前に、傍聴される方に連絡事項があります。傍聴人は次のことをお守りください。私語など会議の妨害になることは謹んでください。写真撮影、音声の録音はしないでください。携帯電話の電源はお切りください。その他、会議の妨害になるような行為をした場合は、今別町傍聴人規則第 11 条の規定により退場を命ずることがありますのでご了承ください。

ただいまの出席議員は 7 名であります。よって会議を再開いたします。

【日程 1 議案審議】

○議長

(本郷 良克 君)

日程に従いまして議案審議を行います。議案第 2 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。

岩渕課長。

○企画財政課長

(岩渕 健 君)

おはようございます。それでは 15 ページをお開きください。議案第 2 号、今別町定住化促進住宅条例の制定について、ご説明いたします。

今別町定住化促進住宅を設置することに伴い、地方自治法第 24 条の 2 第 1 項の規定により、その設置とその管理に関する規定の整備を図るため、本条例を制定するものであります。

16 ページをお願いいたします。本条例は、第 1 条から第 30 条の別表 2 までの構成であります。

第 1 条、この条例は民間活力を導入しながら、今別町の人口の減少を抑制し活性化を図るため、民間事業者等が建設した賃貸住宅を今別町が借り上げ、入居者に転貸するために必要な事項を定めるものであります。

第 3 条の名称及び位置では、21 ページ別表 1 のほうに、名称は「今別町定住化促進住宅」、位置は「今別町大字今別字中沢 275 番地 300 外」と規定しております。

第 4 条の住宅の建設等では、町有地に町長が別に定める基

準等により民間事業者等が建設するものと規定しております。

第 5 条の住宅の借上げ期間等について、第 1 項では借上げ期間及び建設する町有地の貸付期間を 30 年間とし、第 2 項では、始期については町と民間事業者との協議により決定し、借り上げ期間満了後は町に無償譲渡すると規定しております。

第 6 条には入居者の募集について、第 7 条には公募の例外について規定しております。

第 8 条には、入居者の資格として、第 1 項に、町外からの移住者であり、町内に住所を有し、自ら居住するため住宅を必要とする者、第 2 項に、町内に住所を有し、町内に勤務している勤労者を規定しております。

以下、住宅に困窮する者などと規定しております。

第 9 条から第 12 条まで入居許可の申請、入居者の選定、入居補欠者、入居手続きについて規定しております。

13 条の家賃には、21 ページの別表 2 に家賃を 5 万円と規定しております。

第 14 条には家賃の変更、15 条には家賃の納付について規定しております。

第 16 条の敷金について、第 1 項には敷金として 3 か月分の家賃に相当する金額を徴収すると規定しております。

17 条には、家賃等の端数計算、18 条には家賃の減免又は徴収猶予について規定しております。

19 条の修繕及び費用負担について、第 1 項では、構造上重要でない部分の修繕は、入居者がその費用を負担する、第 2 項では入居者の責めに帰すべき理由で、前項以外の修繕は民間事業者の指示に従い修繕し、その費用を負担する、第 3 項では、前 2 項以外の修繕については、民間事業者等が費用を負担する、ただし民間事業者等との協議で町が負担することが適当であると認めるものは、町が負担すると規定しております。

第 20 条から 22 条までは、入居者の費用負担義務、入居者の保管義務、禁止行為について規定しています。

第 23 条には退去の届出、24 条には明け渡し請求について、第 1 号から第 8 号まで規定しています。

25 条には損害賠償について、駐車場内における物品等の盗難及び損傷等、使用者が損害を受けることがあっても町は賠償の責めを負わないと規定しております。

第 26 条には、必要があると認める時は立ち入り検査を行い、適当な指示をさせることができることについて規定しております。

第 27 条、入居者の同居の承認、入居の承継承認、29 条には罰金について規定しております。

第 30 条については、条例の施行に関して必要な時候は、町長が別に定めると規定しています。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしています。以上、説明となります、よろしくお願いします。

○議長

(本郷 良克 君)
議案第 2 号を審議願います。
本間議員。

○1 番

(本間 闘士 君)
おはようございます。ただ今の条例についてですが、私は 30 年間の財政負担を考えると反対です、以上です。

○議長

(本郷 良克 君)
ほかにありませんか。
2 番議員。

○2 番

(太田 英一 君)
私は、先日の一般質問でも質問して答弁いただきましたけれども、これは、ただ単に「移住定住の住宅」というだけではなく、今別町の総合計画、それから今後の事業計画にとって不可欠なものだと思いますので、これは是非推進し、完成させていただきたいと思っております。以上です。

○議長

(本郷 良克 君)
小倉議員。

○4 番

(小倉 潤二 君)

あらためておはようございます。これまで 5 回も説明会を伺いまして、この町の人口減少抑制にもつながることでもあり、総合的な観点からも有意義な事業だと思います。町の初期投資も少なく、町の利益も見込まれることから、私は賛成いたします。

○議長

(本郷 良克 君)

3 番議員。

○3 番

(田中 哲也 君)

あらためまして、おはようございます。まず、町外からの移住者なので、入居が 8 割も、入居者があると僕は思わないし、民間業者からの 30 年リースでは、この先、10 年先も、その先の財政負担があまりにも大き過ぎるのではないかなと思います。自分としては、空き家の問題対策がありますので、空き家等をリフォームし、定住化促進住宅として利用したほうが良いと思うので、この設置条例には賛成できません。

○議長

(本郷 良克 君)

ほかにありませんか。

福士議員。

○7 番

(福士 和比古 君)

皆さんおはようございます。この件についてはですね、小倉議員からも話ありましたけれども、今わが町ではいちばん大きな課題というのは、少子高齢化問題、あわせて人口減ということ、これは誰もが認めているところであるんです。そういった中で、この、今までの歴代町長の中で、少子高齢化問題、人口減対策、言葉では言ってきましたけれども、具体的な対策っていうのは、どなたもやったことはないんです。今までの経緯で、その中で、現中嶋町長がはじめて今、具体策として、この住宅の建設を打ち出しているわけです。本当に理にかなった、今の時代を読んだ大事な政策ではなかろうかと、こういうふうに思います。

ですからこれは、何としても具体的に推進していかなければなりませんし、絶対に必要不可欠な問題である、このように思います。ですから、ともかく早めに実行していただきたい、こういうふうに思います。よろしくお願いします。

○議長 (本郷 良克 君)
ほかにありませんか。
成田議員。

○5 番 (成田 精市 君)
あらためておはようございます。一世帯 3 万円を、なぜ町が負担しなければならないのか、私は納得いきません。民間アパートの経営者は当然、この件に関しては怒っています。以上です。

○議長 (本郷 良克 君)
ほかにありませんか。
太田議員。

○2 番 (太田 英一 君)
今の成田議員の民間アパートという言葉がありましたけれども、これは行政と住民、町民、それから転入されて来る方との問題であって、民間のアパート経営者、もしくは民間の、空き家を所有している町内外に住所を有する方々との兼ね合いで話をする問題ではない。町の総合計画の中で、これから産業を育て、子どもを育て、町に定住していただくという観点からの必要性を鑑みて実施すると。で、町の初期投資がすべてではない。民間で、これを協力して、極端な話、折半のような形で事業がすすめられるということであれば、これは非常に良い機会であるし、ここでこれを逃せば、次いつこういうチャンスが来るか分からない。

空き家バンク等々についても、実際、国でもどこでも進んでいません。それは、地権者、所有者等の問題があって、なかなか空き家バンクとか、空き家の有効活用というのが上手くいかないという実情があるからです。国でもこの点については、今後法整備を重ねて行って、より良い形を作りたいと

いうことですので、現段階ではこれが最良の方策だと思われますので、その辺ご理解いただいて、是非このことについては議会を通していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長

(本郷 良克 君)

ほかにありませんか。

福士議員。

○7 番

(福士 和比古 君)

先ほど言い忘れたんですが、これ、例えば否決になったと、なればですね、国の交付金も返還しなければなりません。こういったことになれば、これが、町の今後の大きな行政に影響してまいります。

更にですね、昨日一般質問においては、町長に対して商品券であれ何であれ、どんどんコロナ対策のために力を注いで欲しいという提案をしながら、今またこれ、コロナ対策にも大きな影響を与えます。言っている事と、今議案を審議していることがまったく矛盾しているんですよ。その辺のところを考えてみて、今反対意見を述べた方々は、今一度深く考えてみる必要があるんじゃないか、こういうふうに思います。以上です。

○議長

(本郷 良克 君)

ほかにありませんか。

ないようですので、これより議案第 2 号を裁決いたします。本案を提案どおりに決することに賛成の議員は起立を求めます。

(「賛成」の声あり。議員 3 名起立。)

本案に反対の議員の起立を求めます。

(議員 3 名起立。)

はい、分かりました。ただ今の採決の結果、可否同数であります。よって、地方自治法第 116 条第 1 項の規程により、議長が本案に対して裁決いたします。本案について、議長は否決と裁決いたします。

よって議案第 2 号は否決されました

【10:16】

○議長

(本郷 良克 君)

議案第 3 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。

田中補佐。

○産業観光課長補佐

(田中 譲 君)

おはようございます、よろしくお願いいたします。

議案第 3 号 今別町土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例について、ご説明いたします。

22 ページをお願いします。今別町町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例を次のように定めます。提案理流といたしまして、町営土地改良事業の他、国営及び県営土地改良事業に対応した条例を整備するにあたり、今別町町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例を廃止するため提案するものであります。

23 ページをお願いします。今別町土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例を廃止する条例、今別町町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例は廃止する、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。以上、よろしくお願いします。

○議長

(本郷 良克 君)

議案第 3 号を審議願います。

(「異議なし」の声あり)

議案第 3 号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第 3 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議案第 3 号は原案どおり可決されました。 【10:18】

議案第 4 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。

田中補佐。

○産業観光課長補佐 （田中 譲 君）

議案第 4 号 今別町土地改良事業負担金等徴収条例について、説明いたします。24 ページをお願いします。

今別町土地改良事業負担金等徴収条例を次のように定める。提案理由といたしまして、町営土地改良事業の他、国営及び県営土地改良事業に対応した条例を整備するため提案するものです。25 ページをお願いします。

今別町土地改良事業負担金等徴収条例、（目的）第 1 条です。この条例は、土地改良法（以下「法」という。）第 90 条第 6 項、第 90 条の 2 第 1 稿、第 91 条第 3 項及び、法第 96 条の 4 において、準用する法第 36 条第 1 項並びに地方自治法第 228 条第 1 項の規程に基づき、国営土地改良事業、青森県県営土地改良事業、及び町営土地改良事業に要する費用又は経費に係る負担金、分担金、金銭及び特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（負担金等の徴収）第 2 条、負担金、分担金及び金銭は、国営事業、県営事業又は町営事業によって利益を受ける者で、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第 3 条に規定する資格を有するものから徴収する。

（負担金等の額）第 3 条、負担金等の額は、国営事業にあつては法第 90 条第 5 項の規定により町が負担する負担金の額の範囲内、県営事業にあつては法第 91 条第 2 項の規定により、町が負担する負担金の額の範囲内、町営事業にあつては当該事業に要する費用等のうち、県又は国から交付を受ける補助金の額及びその他特定財源をもって充当した額を除いた費用等の額の範囲内において町長が定める。

第 2 項、前条の規定により、徴収する負担金等の額は、前項の負担金等の総額を受益者の利益程度を考慮して定める額とする。

（賦課期日及び納期）第 4 条、負担金等の賦課期日及び納期は町長が定める。

（納期限の延長）第 5 条、負担金等の納期限の延長については、今別町税条例第 18 条の 2 の規定を準用する。

（徴収の猶予等）第 6 条、町長は、災害その他特別な事情により、特に必要があると認める時は、負担金等の徴収を猶予し、又はその全額若しくは一部を減免することができる。

(特別徴収金) 第 7 条、国営事業、県営事業及び町営事業の施行に係る地域内にある土地につき、法第 3 条に規定する資格を有するものが、当該事業の工事につき法第 113 条の 2 第 3 項の規定による公告があった日以後 8 年を経過する日までの間に当該土地を当該事業の計画において予定した用途以外の用途に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該事業による利益を受けていないものとなっている場合及び土地改良法施行令第 53 条の 9 各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から特別徴収金を徴収する。

第 2 項、前項の規定により徴収する特別徴収金の額は、当該事業に要した費用の総額を受益者の受益に係る土地の面積に応じて割り振って得られる額を基準とし、町長が受益者の受益程度を考慮して定める額とする。

第 3 項、町長は、目的外用途に供する土地の面積が、町長が指定する面性を超えない場合、その他特に徴収の必要のないと認めるときは、前項の特別徴収金を徴収しないことができる。

(負担金等及び特別徴収金に係る督促等) 第 8 条、負担金等及び特別徴収金に係る督促、督促手数料及び延滞金の徴収又は免除並びに滞納処分については、今別町税条例第 19 条の規定を準用する。

(委任) 第 9 条、この条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が定める。

附則といたして、この条例は公布の日から施行する。本状例は、国、県、町営による土地改良事業の事業費に係る負担金等について、徴収方法等を明確にするため整備するものであります。以上、よろしくお願いいたします。

○議長

(本郷 良克 君)

議案第 4 号を審議願います。

(「異議なし」の声あり)

議案第 4 号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第 4 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。議案第 4 号は原案どおり可決されました。 【10:20】

議案第 5 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。

山崎副参事。

○町民福祉課副参事 (山崎 真直 君)

おはようございます、よろしくお願いいたします。

27 ページをお願いいたします。議案第 5 号今別町介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、介護保険料の減免を行うため提案するものです。

28 ページをお願いいたします。今別町介護保険条例の一部を次のように改正する。附則に、次の見出し及び 2 条を加える。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合における保険料の減免、第 8 条、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に納期限が定められている保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第 9 条第 1 項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

第 1 項、新型インフルエンザ対策特別措置法附則第 1 洋の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症により、第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

第 2 項新型コロナウイルス感染症の影響により、第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入、又は給与収入の減少が見込まれ、次の(ア)及び(イ)に該当すること。

(ア)事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該収入等の 3/10 以上であること。

(イ)減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

この改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度の収入が減少した第 1 号被保険者の保険料を減免し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者及び世帯の負担を軽減するため改正するものです。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行し、改正後の今別町介護保険条例附則第 8 条及び第 9 条の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長

(本郷 良克 君)

議案第 5 号を審議願います。

(「異議なし」の声あり)

議案第 5 号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第 5 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 5 号は原案どおり可決されました。 【10:24】

議案第 6 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。

山崎副参事。

○町民福祉課副参事

(山崎 真直 君)

よろしくお願いいたします。30 ページをお願いいたします。議案第 6 号、今別町介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由といたしまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の改正に伴い、今別町介護保険条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものです。

31 ページをお願いいたします。今別町介護保険条例の一

部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成30年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず29,700円とし、令和元年度から令和2年度までの各年度」を「令和2年度」に改め、同条第3項中の保険料を「24,750円」を「19,800円」に、これは介護保険の所得段階第1段階の保険料となります。次に「41,250円」を「33,000円」に、これは所得段階第2段階の保険料です。同条第4項中「47,800円」を「46,200円」に改めるものです。最後は所得段階第3段階の保険料になります。

これまでも、低所得者の介護保険料の軽減につきまして、平成27年度より実施しているところですが、令和元年10月からの消費税率の引き上げに伴いまして、令和元年度においては所得段階第1段階から第3段階の保険料の軽減率を、消費税率が引き上げられた令和元年10月から半年間のみ適用していたところですが、令和2年度においては4月から一年間この軽減率を適用するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものです。経過措置といたしまして、改正後の今別町介護保険条例第2条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の保険料については尚従前の例による。

以上、よろしくお願いします。

○議長

(本郷 良克 君)

議案第6号を審議願います。

(「異議なし」の声あり)

議案第6号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第6号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第6号は原案どおり可決されました。

【10:28】

議案第7号を議題に供します。事務当局の説明を求めま

す。

山崎副参事。

○町民福祉課副参事 (山崎 真直 君)

よろしくお願いいたします。32ページをお願いいたします。議案第7号、今別町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由といたしまして、税制改正において、ひとり親家庭等医療費給付条例の一部定義が改められたため提案するものです。

33ページをお願いいたします。今別町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を次のように改正する。別表第2備考中「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に定義を改めるものです。これは、税制改正において定義が改められたことにより、県の実施要綱の一部が改正されたため、合わせて条例改正するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年5月20日から適用する。以上、よろしくお願いいたします。

○議長 (本郷 良克 君)

議案7号を審議願います。

(「異議なし」の声あり)

議案7号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案7号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第7号は原案どおり可決されました。【10:31】

議案第8号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。

山崎副参事。

○町民福祉課副参事 (山崎 真直 君)

よろしくお願いいたします。34ページをお願いいたします。議案第8号、今別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

提案理由といたしまして、今別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正するため提案するものです。

35ページをお願いいたします。今別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第2条第9号から、第52条第2項、並びに附則第3項中の「支給認定」を「教育・保育給付認定」に用語を改めるものです。

これは、子ども子育て支援法の一部改正により、子育てのための施設等利用給付が創設され、同様の規定が設けられたことに伴い、用語を区別するため、子どものための教育・保育給付に係る用語うい改めるため改正するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。以上、よろしくお願いいたします。

○議長 (本郷 良克 君)

議案第8号を審議願います。

(「異議なし」の声あり)

議案第8号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第8号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第8号は原案どおり可決されました。 【10:35】

議案第9号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。

○建設水道課長

(平山 寛哉 君)

おはようございます。議案第9号について説明いたします。36ページをお願いいたします。

議案第9号、今別町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、今別町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。提案理由といたしまして、民法の改正を契機とした青森県営住宅条例の施行に伴い、今別町営住宅管理条例の一部を改正するため提案するものです。

37ページをお願いいたします。改正内容について説明いたします。

今別町営術アク管理条例の一部を次のように改正する。第9条第1項第1号中「2人」を「1人」に改め、「請書を町長に提出すること」の次に「ただし、3親等内の親族であれば、県内外居住者であっても連帯保証人としてすることができる」を加える

附則として、この条例は公布の日から施行する。

今回の一部改正の内容については、改正前の連帯保証人について今までは、町内に居住した独立の生活を営み入居の承認を受けた者と同程度の収入を有する者2名が必要でしたが、今回の改定により、入居する者が必要となる連帯保証人の人数が2人から1人として、3親等以内の親族であれば、町外、県内外に居住していても、連帯保証人になれるということになっております。

以上、よろしくお願いします。

○議長

(本郷 良克 君)

議案第9号を審議願います。

(「異議なし」の声あり)

議案第9号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第9号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案どおり可決されました。

【10:38】

○議長

(本郷 良克 君)

議案第10号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。

○税務会計課長

(川村 一樹 君)

よろしくお願いします。38ページをお願いします。議案第10号です。今別町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。条例を次のように定めるものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法の一部改正に伴い、今別町税条例の一部を改正するため提案するものでございます。39ページをお願いします。

第1条です。今別町税条例の一部を次のように改正する。

第2条は個人町民税の非課税の範囲についてでございます。第24条第1項第2号中「寡夫」、夫のほうです、を「ひとり親」に改める。

第34条の2は所得控除についてです。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額・ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。この24条と34条の2項は、未婚のひとり親にも、配偶者と死別や離婚したひとり親と同様に、所得税や住民税の軽減措置が適用されるというものでございます。

第36条の3の2は、個人町民税に係る給与所得の扶養親族等の申告書についてでございます。第3条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とするものでございます。

第36条の3の3は、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書についてでございます。第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とするものでございます。

第54条は、固定資産税の納税義務者等についてでございます。第54条第2項中「登録されている」を「登録がされ

ている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に
「にあつては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課す
る」を「課することができる」に改めるものでございます。

以下、54条7項以降については、条項の整備等になります
ので、条項及び事項の改めが主な改正になります。

40ページをお願いします。上から13行目です。第94
条はタバコ税の課税標準についてでございます。第94条2
項に次のただし書きを加える。「ただし、1本あたりの重量
が0.7g未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉
巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本換算するものと
する」これは、重量において課税されている軽量の葉巻たば
こ1本当たり1g未満について、紙巻たばこと同等の税負担
となるように、本数数えへの見直しをするものでございま
す。紙巻たばこについては、重量に関わらず本数単位で課税
されているものでございます。

下から11行目、附則第3条の2及び附則第4条は、租税
特別措置法の延滞金等の特例規定の改定に伴い整備となりま
す。附則第6条以降については、年号及び条項の整備の改め
となります。字句等の改正が主なものとなってございます。

ちょっと飛びます。42ページをお願いします。上から
17行目になります。第2条です、今別町税条例の一部を次
のように改正する。2条についても、条項の整備、字句等の
改正が主な改正となってございます。

43ページをお願いします。下から11行目です。第3条
今別町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正
する。3条については、年号の改正が主な改正となってござ
います。

44ページをお願いします。附則です。附則として、第1
条この条例は令和2年4月1日から施行する。ただし、次の
各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するもの
でございます。

第2条は、延滞金に関する経過措置となります。

45ページをお願いします。第3条及び第4条は、国民税に
関する経過措置となります。第5条は固定資産税に関する経
過措置となります。

46ページをお開きください。第6条及び第7条は、町た

ばこ税に関する経過措置となっております。第8条以降は年号等の改めが主な改正となっております。

以上、よろしくお願いします。

○議長

(本郷 良克 君)

議案第10号を審議願います。

(「異議なし」の声あり)

議案第10号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第10号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案どおり可決されました。

【10:45】

議案第11号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。

川村課長。

○税務会計課長

(川村 一樹 君)

よろしくお願いします。48ページをお願いします。議案第11号です。今別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。条例をつぎのように定めるものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法の一部改正に伴い、今別町国民健康保険税奨励の一部を改正するため、提案するものでございます。

49ページをお願いします。今別町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。大第2条は、国民健康保険税の基礎課税額に係る限度額の引き上げになります。第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改めるものです。

第23条です。23条は、国民健康保険税の減額についてでございます。これは、所得の少ない世帯に対する軽減対象が拡大するというものでございます。第23条中「61万

円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則として、施行期日1、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する都市の阿賀ツ兄地から施行する。

適用区分2、この条例による改正後の今別町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとさせていただきます。

以上、よろしくお願いします。

○議長

（本郷 良克 君）

議案第11号を審議願います。

（「異議なし」の声あり）

議案第11号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第11号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案どおり可決されました。 【10:48】

議案第12号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。

○税務会計課長

（川村 一樹 君）

よろしくお願いします。50ページをお願いします。議案第12号です。今別町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。今別町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措

置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものと
でございます。

提案理由といたしましては、地方税法の一部改正に伴い、
今別町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関す
る条例の一部を改正するため提案するものでございます。

51 ページをお願いします。今別町地方活力向上地域にか
かる固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のように
改正するものでございます。

第 2 条は、課税免除についてでございます。」第 2 条中第
2 条中「平成 32 年 3 月 30 日」を「令和 4 年 3 月 31 日に改
める。

附則、この条例は公布の日から移行する。以上、よろしく
お願いします。

○議長

(本郷 良克 君)

議案第 12 号を審議願います。

(「異議なし」の声あり)

議案第 12 号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第 12 号を原案どおり可決することに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 12 号は可決されまし
た。

【10:50】

議案第 13 号を議題に供します。事務当局の説明を求めま
す。

岩渕課長。

○企画財政課長

(岩渕 健 君)

議案別冊の 1 ページをお開きください。議案第 13 号、令
和 2 年度今別町一般会計補正予算（第 3 号）は次に定めると
ころによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
7,178 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ 30 億 1,878 万 6,000 円といたします。

第 2 項、歳入歳出予算の補正は。款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」によります。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第 2 表債務負担行為」によります。

第 3 条、地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」によります。12 ページをご覧ください。

はじめに歳出のほうからご説明いたします。今回の補正予算の歳出につきまして、各款に渡り給与等の補正がございますが、4 月 1 日付の人事異動に伴いまして、職員及び会計年度任用職員の人件費の調整を行ったところであります。補正額は、退職手当組合負担金を含み、職員分は 709 万 1,000 円の減額、会計年度任用職員フルタイム・パートタイム分としては、878 万 9,000 円の追加となります。それでは主な補正内容につきましてご説明いたします。

13 ページから 14 ページの 2 款総務費、1 項 1 目一般管理費に、1 万円商品券配布事業 2,600 万円、内訳は商品券印刷代 40 万円、口座振替手数料 10 万円、交付金として 2,550 万円の 2,600 万円を補正いたします。

それから小売店事業者等に対する事業継続支援事業・新型コロナウイルス対策助成金といたしまして、192 万 8,000 円を追加いたします。

15 ページ 4 目企画費に荒馬まつり中止、関係人口継続等のために、新型コロナウイルス対策荒馬まつり支援 PR 映像作成、動画サイトへの掲載料といたしまして、345 万 4,000 円を計上いたします。

18 ページをお願いいたします。3 款民生費 1 項 2 目、障害者施設費扶助費に、給付者の増によりまして、障害児施設給付費、身体障害者(児)補装具給付費 380 万円を追加いたします。

19 ページ、3 款民生費 2 項 3 目、児童措置費に児童手当システム改修業務委託 20 万 9,000 円を計上、新型コロナウイルス対策としての保育対策総合支援事業費補助金 50 万円を計上いたします。

20 ページ、4 款衛生費 1 項 4 目、水道事業費に、新型コロナウイルス対策の一環であります水道料減免に伴う補填といたしまして、繰出金 610 万 8,000 円を追加いたします。

21 ページ 6 款農林水産事業費 3 項 1 目、水産業総務費に、多目的集会所の管理が委託から町管理となったことから、電話料・浄化槽維持管理委託料を計上いたします。

22 ページ、7 款商工費 1 項 2 目、商工業振興費、いまべつ共通商品券発行事業補助金 200 万円を取りやめいたしまして、経済政策として、4 割分として、いつもの倍プレミアム商品券発行事業費 Y 金として 915 万円を計上いたします。

8 目道の駅事業費に、施設等修繕料 20 万円を追加いたします。

23 ページ、8 款土木費 4 項 1 目、住宅管理費に、公営住宅移転補償費 78 万 4,000 円を追加いたします。

24 ページ、9 款消防費 1 項 2 目非常備消防費に、消防自動車更新に伴うリサイクル手数料、自賠責保険料、それから重量税を計上いたします。

25 ページ、10 款教育費 1 項 2 目、事務局費に、新型コロナウイルス対策検温実施確保のための、赤外線サーモグラフィカメラシステム代 143 万円を計上いたします。

4 目国際理解教育費、現 ALT が帰国意志のことから、帰国旅費、それから新しい ALT 赴任に伴う渡航負担金・オリエンテーション負担金を計上いたします。

27 ページ、3 項中学校費 1 目学校管理費、校長室照明器具取替工事費を減額いたしまして、修繕料に組み替えいたします。体育館時計取替工事として 18 万 4,000 円を計上いたします。

29 ページ、13 款諸支出金 1 項 13 目、公共施設修繕等基金に、積立金 1,190 万円を追加いたします。

14 款予備費に 12 万円を追加し、予備費総額を 532 万 8,000 円といたします。

9 ページに戻っていただきまして、歳入につきましてご説明いたします。

それでは、歳出の財源であります歳入につきましてご説明いたします。

14 款国庫支出金 1 項 2 目、民生費国庫負担金に、身体障

害者(児)補装具給付費 40 万円、障碍児施設給付費 150 万円を追加いたします。

2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金に、国補正予算であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4,063 万 6,000 円を計上いたします。

2 目民生費国庫補助金に、子ども子育て支援事業補助金 13 万 9,000 円、新型コロナウイルス感染症対応であります、保育対策総合支援事業費補助金 50 万円を計上、15 款県支出金 1 項 1 目民生費県負担金に、身体障害者福祉費負担金として 95 万円を計上いたします。

10 ページ、2 項県補助金 1 目総務費補助金に、新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金 1,443 万 2,000 円を計上いたします。

18 款繰入金 1 項 1 目、財政調整基金繰入金として 400 万円、8 目公共施設修繕等基金繰入金として 890 万円を計上いたします。

20 款町債 1 項 4 目土木費、当初予算で計上しました公営住宅改善事業債 7,430 万円を減額いたしまして、公営住宅立替新築事業債 6,240 万円、8 目公共施設基金債の公共施設修繕等基金債として 1,190 万円に改めまして計上いたします。

7 ページに戻っていただきまして、第 2 表債務負担行為、事項「定住化促進住宅賃借料」、期間「令和 2 年度から令和 32 年度まで」、限度額「1 億 7,280 万円」といたします。

8 ページ、第 3 表地方債補正、起債目的「公営住宅改善事業」限度額 7,430 万円と 0 円といたしまして、新たに「公営住宅立替新築事業」、限度額 6,240 万円、「公共施設修繕等基金事業」、限度額 1,190 万円を追加いたします。

以上、説明となります、よろしくお願いします。

○議長

(本郷 良克 君)
佐渡課長。

○町民福祉課長

(佐渡 慶剛 君)

よろしくお願いします。議案第 14 号についてご説明いたします。30 ページをお開き願います。議案第 14 号、令和 2 年度今別町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第

1号) は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ649万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,559万4,000円としたものです。

34ページをお開き願います。3款1項1目保険給付費交付金2節保険給付費等交付金30万円は、歳出の2款6項1目傷病手当金19節扶助費に計上しています、新型コロナウイルス感染症傷病手当に充当されるものです。

5款1項1目一般会計繰入金3節職員給与等繰入金は、人事異動に伴う職員の人件費等に充当されるものです。

35ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、職員の人事異動に伴う人件費の調整で、29万8,000円を減額し、764万6,000円としたものです。

1款2項1目賦課徴収費も、人事異動に伴う人件費の調整が主なもので、648万9,000円を増額し、793万円としたものです。

2款6項1目傷病手当金は、先ほど説明したとおりです。

続きまして議案第15号について説明いたします。37ページをお開き願います。議案第15号、令和2年度今別町国民健康保険特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,360万2,000円としたものです。40ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費は、職員並びに会計年度任用職員の人事異動に伴う人件費の調整が主なもので、107万4,000円を減額し、6,931万2,000円としたものです。

1款2項1目医業費は、13節借上料に、薬の自動分割分包機のリース代26万9,000円と、17節備品購入費に、非接触赤外線体温計3万3,000円、ストレッチャーの購入代24万2,000円の54万4,000円を増額し、5,995万円としたものです。

3款1項1目予備費に53万円を増額し、合計83万円として予算の調整をしています。

52 ページをお願いいたします。歳出です。1 款 1 項 1 目今別一般管理費 11 節役務費の手数料については、水道料金口座振替手数料を今年度から郵便局振替手数料については一括請求となり、税務会計課で一括支出となるため、4 万 2,000 円を減額したものです。

次に、3 款 1 項 1 目予備費を 4 万 2,000 円増額して予算の調整を行いました。以上、よろしくお願いします。

○議長 (本郷 良克 君)
議案第 13 号を審議願います。
1 番議員。

○1 番 (本間 闘士 君)
議案第 13 号の中にあります、一般化胃液補正予算にあります第 2 表「債務負担行為」であります、こちらは先ほど議案第 2 号にありました定住化促進住宅に関連するものであります。よって、私はこれを反対します。

○議長 (本郷 良克 君)
ほかにありませんか。
3 番議員。

○3 番 (田中 哲也 君)
はい、僕も同じ考えです。

○議長 (本郷 良克 君)
成田議員。

○5 番 (成田 精市 君)
私も同じく反対であります。

○議長 (本郷 良克 君)
ほかにありませんか。
太田議員。

○2 番

(太田 英一 君)

先ほどの条例否決は、条例の文言に対しての否決であるのではないかと思ったんですけれども、建設そのものの反対だったんでしょうか。その辺、議長から確認を取っていただけますか。

○議長

(本郷 良克 君)

今、太田議員が発言しました「建設そのものの反対か」、先ほど反対した議員はどのような理由で反対か説明を願いますということですので、意見を。

田中議員。

○3 番

(田中 哲也 君)

反対というのは、町外からの移住者などで入居率が8割以上で黒字になるという説明をずっとされていましたが、僕はそう思わないし、民間業者からの30年のリースは、今後10年、20年先のことを考えると、財政負担があまりにも多すぎるということで、建設に反対しました。

○議長

(本郷 良克 君)

ほかにありませんか。

太田議員。

○2 番

(太田 英一 君)

その説明でいくと、行政側から提案され、説明された機会に、質問なり反対なりという意見が今まで一度も無かったと私は記憶しています。その反対ということがなくて、事業が進んでこれから本格的になるという時に中止とかどうとかということであれば、これはランニングコスト、30年間のランニングコストであって、今一回に、ということではないので、そういう点で回収が不能か不能でないかというのは、現状で見越せないことである、で、先ほど言いましたとおり、町の事業、総合計画、それから町のあり方を進めていく段階で、これに代わる何か、代替案があつての反対なのか、ただ単にこれに反対するだけで、あとは特段現状で何の代替案も無いのであれば、私は今まで説明を受けてきて明確な反対と

かそういうものがなかったのであれば、議員としてはこれを通すのが当然ではないかと思います。

○議長 (本郷 良克 君)
田中議員。

○3 番 (田中 哲也 君)
僕は説明会の時に、一軒屋の考えはないのかと質問したことがあります。反対意見が一度も無いってことはないです。一軒屋のことは、太田議員も説明課の時に質問しているはずです。僕は、アパートじゃなくて、今、今別町でも空き家がすごく多いと、その対策でもあると、まず空き家を購入し、リフォームし、定住化促進住宅としてみてはどうかと、良いと思うと、先ほども言ってきました。

○議長 (本郷 良克 君)
太田議員。

○2 番 (太田 英一 君)
田中議員の言う「戸建て」案については、業者との協議の結果、現段階では無理ですという報告を实际受けています。その時点で、更なる提案ということで、空き家云々ということについても、今の法律上町ができる範囲というのは非常に狭き門です。所有者を特定し、町が空き家それから誰も相続する人がなくなった、何と言うんですか・・・空き家ですよ、そういうものの維持管理というのは、現状の法律でやろうとすれば、最低でも一年、もしくは10年とか20年とか、追跡調査が必要です。そのために、国でも空き家バンクについては、これから様々な法制案を、法改正を伴って、地方自治体もしくは都道府県に特別な権限を与えようかなという段階です。まだ固められていません。そのことをやれというのであれば、空き家に対する情報を、的確な情報を行政のほうに反映させ、行政のほうで調査し、だめだということで、非常に時間、労力がかかります。そういうふうなことをしている段階で、例えば今のサーモン事業でもなんでも、前に進んでいる段階で、その方々が移住になるのか何になるのか明確

なところは今分かりませんが、最低限複数の人員が当町に転入されてくる見込みだと思います。その方々に対しても、居住の場所、子育ての場所を提供するというのは、行政として最低限成すべきことではないかと思うので、「反対」というのはちょっと私には理解できないんですけども、その辺ほかの議員方はどう考えているのか伺いたいと思いますけれども。いかがですか、議長。

○議長

(本郷 良克 君)

ほかに意見はありませんか。

福士議員。

○7 番

(福士 和比古 君)

この事業に関しては、先ほども話したんですが、まず人口を増やすということが、非常に大事な、町としての考えである、これは誰しもが認めるところであると思います。これ以上人口が少なくなればどうなるのか、まず交付金が減るんです。交付金が減るっていうことは、町の行政が滞ってしまうということになるわけです。今町の人口を増やすということのために、やっている事業なんです、これ。でありますから、この事業はですね、与党とか野党とか私的な意見を乗り越えて、皆で賛同して進めていかなければならない、私はそういうふうに思うんです。それによって町も潤ってきますし、行政も豊かに変わっていく、こういうことになるかと思っています。それと、色々な意見が出ています、30年払っていくのはたいへんなんじゃないかとか、居住率80%は見込めないとか、色々意見出ていますが、行政主導でやっている事業で100%ということはありません。あくまでも町の将来を展望した上で、企画推進するものであります。例えば具体的に言えば、町でスキー場もやりました、莫大な投資をしてやりました、そのスキー場が結果的にはどうなりました。決していい数字は取れなかった、未だに土地を借りている、償却財も返還している、このような状態でもあります。ですから、冒険的なことはできませんが、企画のほうで縷々検討して、試算もしてやった結果、最低限度8割という保証しかありませんという積算をしている、そして繰り返しますが、町

の財政を後押ししていくためには、町のこれから子どもたちを守って、人数を増やしていく、少子高齢化対策を勝ち取っていくためには絶対的に必要な案件である、それをただ単に少しの問題だけで反対するのは如何なものかなと私は思います。

○議長 (本郷 良克 君)
ほかにありませんか。
本間議員。

○1 番 (本間 闘士 君)
今、各議員が定住化促進住宅のためにそれぞれの理由をお話しましたが、そもそも議員の仕事は賛成するか、反対するかだと思います。今話し合っているのは債務負担行為についてであります。定住、移住促進のために、先ほど条例を設置しようとした第2号議案に私は反対いたしました。それに合わせて、債務負担行為も反対という意見を私は述べますが、各議員の賛成、反対それぞれ理由があると思います。でも、議会というのは議員の集合体ですので、この他に賛成の意見、反対の意見も聞いてみるべきだとは思っています。

○議長 (本郷 良克 君)
ほかにありませんか。
小倉議員。

○4 番 (小倉 潤二 君)
今、福土和比古さんも言ったんですが、まったく同じ意見ですね、とにかくいちばん最初の説明会では、1.5人のあれで(交付金額)で(資料を)出してきたんですけども、たった1人の居住のやつ(資料)でも、利益が出てくるんですよ。将来的に言っても本当にいいと思うんですよ。ちょっと反対するほうの意見が分からないんですけども。以上です。

○議長 (本郷 良克 君)
ほかにありませんか。

成田議員。

○5 番

(成田 精市 議員)

私は、ここでひとつ問題に上がっていないことがあると思うんです。30年後の今別町の人口はどういうふう to ……私はもう半分以下になると思っています。その中で、策として、こういうアパートではあまりにも人口が少なくなった時に、今別町に住むこれからの若者に対して負担をかけ過ぎじゃないかと思います。本当に、こういう計画を、町民に問うべきじゃないかと、アンケートの一つでも取ってもいいんじゃないかと、そう思いますけれども。以上です。

○議長

(本郷 良克 君)

太田議員。

○2 番

(太田 英一 君)

今、成田議員が、30年後今別町がどうなっているか分からないというご意見でしたけれども、10年度、20年度、30年後の今別町を維持するために、人口減少のスピードを抑える、うまくいって人口を維持できる可能性のある事業として行政側で選択した事業です。これを否定して、成田議員が日常、問題としている空き家住宅、若者住宅等々とは、非常に反比例した意見かと思われます。そうすると、今まで成田議員が議員活動で、人口を増やさなければいけない、若者の結婚を誘発しなければいけない、子どもを産む機会を増やさなければいけないという、今までのその議員活動と今の発言は非常にかげ離れた意見かと思われますけれども、そういうことを踏まえて議員として活動するのであれば、それなりの信念というかそういったものを持って、一貫した姿勢で取り組むべきことではないかと思います。そして尚且つ、町のほうで重大な、例えば町村合併とか、町が破綻とか、そういう場合であればまた、考え方は訂正しなければならない部分で出てくるかと思われますけれども、現状で町を維持し、継続させる策として今やっていることなので、これは非常に素晴らしいことだと思われます。これに反対するのは、俗に言う、将来的にお金が見込めないとか、そういう話をしていますけれども

ども、実際体育館建設の時そのような試算をしたのか、私は当時体育館の建設に対して、一年で 19 万 5,000 人でしたか、195 万人でしたか、の利用を想定して体育館でトントン、もしくは黒字になる・・・実際、あの体育館では、あの規模では無理です、ということを主張しました。実際、今あの規模であの体育館で、利用者、収益がそんなに上がっているでしょうか。当時のその計画と、今実行しようとしている計画であれば、正確性というか、将来性というか、その点では雲泥の差があると思われますけれども、議長個人の意見はいかがですか。

○議長

(本郷 良克 君)

個人の意見はあとで述べます。

ほかにありませんか。

今この債務負担行為の件で議論をしていますけれども、もっと大事な議題があるはずです。あと何もないんですか。今の(議論)はこの債務負担行為が通るか通らないかの話であって、議案 13 号は債務負担行為だけではありませんので。もっと真剣に中味を議論してください。

田中議員。

○3 番

(田中 哲也 君)

債務から離れて、15 ページです。企画費委託料の、先日の行政説明会でも質問しましたが、コロナウイルス対策荒馬まつり支援 PR 映像作成・配信業務委託、300 万円以上の予算がついているんですけども・・・ちょっとお尋ねします。荒馬団体各 3 団体に、町では 10 万円の補助金を毎年出していると思うんですが、このコロナウイルスによって、荒馬まつりや各保存会の運行が中止になっています。各保存会の運営資金として、町内をねり歩いてお花をいただいて、それを運営資金として使っていると思うんですけども、この保存会の団体等には支援金などは新たに考えているのでしょうか。

○議長

(本郷 良克 君)

中嶋課長。

○教育課長

(中嶋 正文 君)

今の段階では各団体の意向というものを聞いてみないとよく分からないので、これから各団体のほうに相談しながら決めていきたいと思います。

○議長

(本郷 良克 君)

田中議員。

○3 番

(田中 哲也 君)

今年の部落での荒馬運行が、このコロナウイルスで中止になっていますので、町のほうでも、県の無形文化財になっていますので、手厚い支援をお願いしたいなと思います。

○議長

(本郷 良克 君)

ほかにありませんか。

成田議員。

○5 番

(成田 精市 君)

別冊の 22 ページです。いつもの倍プレミアム商品券発行についてであります。この発行数はどれくらいになるか、お伝え願います。

○議長

(本郷 良克 君)

山田課長。

○産業観光課長

(山田 基 君)

この発行数につきましては、さきの行政説明会でも説明させていただきましたけれども、例年であれば 1,150、今回の場合は 3,000 から 3,500 を見込んでいるということで説明させていただきます。

○議長

(本郷 良克 君)

成田議員。

○5 番

(成田 精市 君)

はい、分かりました。

○議長 (本郷 良克 君)
ほかにありませんか。
〔「ありません」の声あり〕

これより議案第 13 号の裁決をいたします。
本案を原案どおり決することに賛成の議員の起立を求め
ます。

(3 議員起立)

この原案に反対の議員の起立を求めます。

(3 議員起立)

ただ今の採決の結果可否同数であります。よって地方自治
法第 116 条第 1 項の規定により、議長が本案に対して裁決い
たします。

議長は本案について否決と裁決いたします。

○町長 (中嶋 久彰 君)
議長、暫時休憩をお願いします。

○議長 (本郷 良克 君)
暫時休憩します。
13 時 15 分から会議を再開します。 【11:35】

(暫時休憩)

○議長 (本郷 良克 君)
休憩を解いて会議を再開します。 【13:30】
議案第 14 号から第 17 号までご審議願います。
太田議員。

○2 番 (太田 英一 君)
41 ページ。今別診療会計医業費の 17(節)備品購入の、非
接触型体温計、3 万 3,000 円ってこれ、1 個しか買わないと
いうことなんでしょうか。1 個で対応できるんでしょうか。

○議長 (本郷 良克 君)

佐渡課長。

○町民福祉課長 (佐渡 慶剛 君)
これは2台で3万3,000円です。
〔はい、分かりました〕の声あり

○議長 (本郷 良克 君)
ほかにありませんか。
成田議員。

○5番 (成田 精市 君)
今の体温計の下にストレッチャーってあるんですけども、どういうものですか。

○議長 (本郷 良克 君)
佐渡課長。

○町民福祉課長 (佐渡 慶剛 君)
急病人とか、例えば歩けないくらいの症状の人が、例えば来た時に、寝そべった状態で…よくテレビに出る、手術の時に運ばれていくような、あんな感じの寝そべったまま患者を運ぶ、そういうものです。
〔はい、どうもありがとうございます〕の声あり

○議長 (本郷 良克 君)
田中議員。

○3番 (田中 哲也 君)
27ページです。学校管理費…

○議長 (本郷 良克 君)
田中議員、27ページ終わっている。

○議長 (本郷 良克 君)
ほかにありませんか。
太田議員。

○2 番

(太田 英一 君)

51 ページの、水道会計の繰入金、610 万 8,000 円ですけれども、これ 1 ヶ月分だけを計算してこの額なのか、何か月分かを想定しているのか、何割削減で想定しているのか、その辺ちょっと確認します。

○議長

(本郷 良克 君)

平山課長。

○建設水道課長

(平山 寛哉 君)

今回、議案で上げさせていただいた数字については、緊急(事態)宣言の期間ということで限らせてもらいましたけれども、状況を見て今後検討したいと思っています。

(「よろしくお願いします」の声あり)

○議長

(本郷 良克 君)

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議案第 14 号から第 17 号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第 14 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 14 号は原案どおり可決されました。

【13:35】

お諮りします。議案第 15 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 15 号は原案どおり可決されました。

【13:36】

お諮りします。議案第 16 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 16 号は原案どおり可

決されました。【13:36】

お諮りします。議案第 17 号を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 17 号は原案どおり可決されました。【13:36】

議案第 18 号を議題に供します。事務当局の説明を求めます。

○総務課長補佐

(遠田 剛洋 君)

よろしくお願いいたします。議案第 18 号について説明いたします。

議案第 18 号、人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。人権擁護委員の候補者に、次の者の推薦をしたいので意見を求めるものです。

提案理由といたしまして、人権擁護委員会法第 6 条第 3 項の規定により意見を求めます。

住所、今別町大字大川平字村元 103 番地 1

氏名 上野 一子

生年月日 昭和 22 年 1 月 27 日

以上、よろしくお願いします。

○議長

(本郷 良克 君)

議案第 18 号を審議願います。

(「異議なし」の声あり)

議案第 18 号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第 18 号を原案どおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 18 号は原案どおり同意されました。【13:38】

【日程 2 陳情審査結果報告】

○議長

(本郷 良克 君)

次に、陳情審査付託の件を議題といたします。総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長

(成田 精市 君)

総務文教委員会から、本定例会において付託された陳情の審査結果について報告いたします。

6月10日委員会を開催した結果、審査したところ、陳情受理番号1号「看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書」、陳情受理番号2号「介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める陳情」に関しましては、いずれも「採択」と決定いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長

(本郷 良克 君)

陳情受理番号1号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認めます。陳情受理番号1号は、委員長報告のとおり決定いたします。

陳情受理番号2号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認めます。陳情受理番号2号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長

(本郷 良克 君)

これをもって、本議会に付された案件はすべて議了したので、第458回定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

会議の経過を記載してその相違ないことを証明するためにここに署名する。

今別町議会議長.....

会議録署名議員 5 番.....

会議録署名議員 7 番.....